

県内市町における「土砂条例」の制定状況

R6(2024).4.1 現在

県条例制定に対応し、県内の各市町において県条例対象規模面積未満の特定事業に対する許可制度を内容とする条例が制定されている。8市町は県条例の適用を除外している。

	市町名	施行時期	規制の内容	特記事項
1	宇都宮市	H12.4	500㎡以上～	H18.7.1～ 県条例適用除外
2	足利市	H12.4	500㎡超～	H20.4.1～ 県条例適用除外
3	栃木市	H11.10	500㎡以上～（搬入に供する区域を含む） ※ 500㎡未満でも許可対象となる要件あり	H19.10.1～ 県条例適用除外
4	佐野市	H17.2	500㎡以上～	H22.4.1～ 県条例適用除外
5	鹿沼市	H11.9	500㎡以上～	H24.4.1～ 県条例適用除外
6	日光市	H18.7	面積によらず	H21.4.1～ 県条例適用除外
7	小山市	H12.4	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
8	真岡市	H12.6	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
9	大田原市	H12.4	500㎡以上～	H19.4.1～ 県条例適用除外
10	矢板市	H12.7	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
11	那須塩原市	H17.1	1,000㎡以上～ 3,000㎡未満	
12	さくら市	H17.3	～ 3,000㎡未満	
13	那須烏山市	H17.10	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
14	下野市	H18.1	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
15	上三川町	H12.4	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
16	益子町	H13.7	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
17	茂木町	H12.4	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
18	市貝町	H13.7	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
19	芳賀町	H13.7	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
20	壬生町	H12.6	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
21	野木町	H 2.12	300㎡以上～	H21.4.1～ 県条例適用除外
22	塩谷町	H12.7	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
23	高根沢町	H12.7	500㎡以上～ 3,000㎡未満	
24	那須町	H12.4	1,000㎡以上～ 3,000㎡未満	
25	那珂川町	H17.10	～ 3,000㎡未満	
備考			下限値なし 3市町（日光市、さくら市、那珂川町） 300㎡以上 1町（野木町） 500㎡以上 19市町 500㎡超 1市（足利市） 1,000㎡以上 2市町	

※栃木市では、「土砂等の量:500㎡以上」、「事業区域と搬入口の接する道路との高低差:5m以上」のいずれかに該当の場合、500㎡未満でも許可対象となる。